

## 関東森林管理局保護林管理委員会運営要領

平成28年3月31日 27関計第151号  
関東森林管理局長通知

[最終改正] 平成29年7月24日

### 第1 趣旨

「保護林制度の改正について」(平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知) 第6の1の規定に基づき、関東森林管理局保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し、その運営に関し、必要な事項を定める。

### 第2 所掌事務

管理委員会は、関東森林管理局管内の保護林及び緑の回廊の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林及び緑の回廊に関する生物多様性の保全についての検討を所掌する。

### 第3 組織

- 1 管理委員会の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等から森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 森林管理局長は、必要に応じ、管理委員会の下に専門的な検討を行うための部会等を置くことができる。部会等の委員は、森林管理局長が委嘱する。

### 第4 運営

- 1 管理委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、議事を運営する。
- 3 委員長は、管理委員会の承諾を得て、委員の中から委員長代理を指名することができる。
- 4 管理委員会は、議事の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求める意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 5 管理委員会は、必要に応じて部会等の委員の出席を求める。
- 6 管理委員会は原則公開とする。ただし、委員長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。
- 7 管理委員会の議事概要については、関東森林管理局のホームページを通じて公開する。

### 第5 事務局

管理委員会に関する庶務は、関東森林管理局計画保全部計画課において行う。

### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が管理委員会に諮って定める。

## 保護林モニタリング評価専門委員会運営要領

令和元年5月17日 元関計第3号  
関東森林管理局長通知

### 第1 趣旨

関東森林管理局保護林管理委員会運営要領（平成28年3月31日付け27関計第151号関東森林管理局長通知）第3の4の規定に基づき、関東森林管理局保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）の下に保護林モニタリング評価専門委員会（以下「モニタリング専門委員会」という。）を設置し、その運営に関し、必要な事項を定める。

### 第2 検討事項

モニタリング専門委員会は、管理委員会の所掌事務のうち、保護林及び緑の回廊モニタリング結果（小笠原諸島森林生態系保護地域に係るものを除く）の評価等に関する事項について検討を行う。

### 第3 組織

- 1 モニタリング専門委員会の委員は、学識経験者等から森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

### 第4 運営

- 1 モニタリング専門委員会に座長を置くものとし、委員の互選により選任する。
- 2 座長は、議事を運営する。
- 3 モニタリング専門委員会は、議事の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め意見を聞くほか、資料の提出、科学的知見に基づく助言等必要な協力を求めることができる。
- 4 座長は、モニタリング専門委員会の審議結果等について管理委員会に報告する。
- 5 モニタリング専門委員会は原則公開とする。ただし、座長は、議事の内容に応じて非公開とすることができます。
- 6 モニタリング専門委員会の議事概要については、関東森林管理局のホームページを通じて公開する。

### 第5 事務局

モニタリング専門委員会に関する庶務は、関東森林管理局計画保全部計画課において行うものとする。

### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、モニタリング専門委員会の運営に関し必要な事項は、座長がモニタリング専門委員会に諮って定める。

## 小笠原諸島森林生態系保護地域部会運営要領

平成29年7月24日 29関計第189号  
関東森林管理局長通知

[最終改正]令和元年5月17日

### 第1 趣旨

関東森林管理局保護林管理委員会運営要領（平成28年3月31日付け27関計第151号関東森林管理局長通知）第3の4の規定に基づき、関東森林管理局保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）の下に小笠原諸島森林生態系保護地域部会（以下「小笠原部会」という。）を設置し、その運営に関し、必要な事項を定める。

### 第2 検討事項

小笠原部会は、管理委員会の所掌事務のうち、小笠原諸島森林生態系保護地域に関する事項について検討を行う。

### 第3 組織

- 1 小笠原部会の委員は、学識経験者、研究者及び地元関係者等から森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

### 第4 運営

- 1 小笠原部会に座長を置くものとし、委員の互選により選任する。
- 2 座長は、議事を運営する。
- 3 小笠原部会は、議事の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求める意見を聞くほか、資料の提出、科学的知見に基づく助言等必要な協力を求めることができる。
- 4 座長は、小笠原部会の審議結果等について管理委員会に報告する。
- 5 小笠原部会は原則公開とする。ただし、座長は、議事の内容に応じて非公開とすることができます。
- 6 小笠原部会の議事概要については、関東森林管理局のホームページを通じて公開する。

### 第5 事務局

小笠原部会に関する庶務は、関東森林管理局計画保全部計画課及び小笠原諸島森林生態系保全センターにおいて行うものとし、自然遺産保全調整官が事務を統括する。

### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、小笠原部会の運営に関し必要な事項は、座長が小笠原部会に諮って定める。

# 関東森林管理局保護林管理委員会の体系図

